



鳥取県公報

平成 21 年 4 月 14 日 (火)
第 8083 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定 (259) (税務課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (260) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護支援事業の廃止の届出 (261) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (262) (〃) 3
	特定計量器の定期検査の実施 (263) (くらしの安心推進課) 4
	地籍調査法による事業計画の決定 (264) (耕地課) 4
	土地改良区連合の解散 (265) (〃) 5
	保安林の指定予定 (3 件) (266~268) (森林・林業総室) 5
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (269) (東部総合事務所福祉保健局) 7
	森林病虫害の駆除命令 (270) (東部総合事務所農林局) 7
	土地改良区の役員の就退任 (271) (八頭総合事務所農林局) 8
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (272) (中部総合事務所県民局) 9
	土地改良区の役員の就任 (273) (中部総合事務所農林局) 9
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (274・275) (〃) 10
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 12

告 示

鳥取県告示第259号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日
株式会社松本油店 代表取締役 松本 啓	米子市流通町158-20	平成21年4月1日

鳥取県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	介護ショップひまわり	鳥取市末広温泉町461	平成19年1月4日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	介護ショップひまわり	鳥取市末広温泉町461	平成19年1月4日

3 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	介護ショップひまわり	鳥取市末広温泉町461	平成19年1月4日

鳥取県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指

定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	せいきょう居宅介護支援事業所	鳥取市末広温泉町203	平成21年3月31日

鳥取県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設ほのぼの	八頭郡智頭町大字智頭1875	平成21年3月30日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
智頭町長	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	介護老人保健施設ほのぼの	八頭郡智頭町大字智頭1875	短期入所療養介護	平成21年3月30日
〃	〃	智頭病院訪問看護ステーション	〃	訪問看護	平成21年4月1日
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町大字智頭1875	智頭町立智頭心和苑	〃	短期入所生活介護	〃
〃	〃	智頭デイサービスセンター	〃	通所介護	〃
社会福祉法人赤碕福祉会	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	百寿苑デイサービスセンター	東伯郡琴浦町大字赤碕2540-5	〃	〃

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
智頭町長	八頭郡智頭町	介護老人保健施設	八頭郡智頭町大	予防短期入所	平成21年3月

	大字智頭2072 - 1	設ほのぼの	字智頭1875	療養介護	30日
〃	〃	智頭病院訪問看護ステーション	〃	介護予防訪問看護	平成21年4月1日
社会福祉法人 智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町 大字智頭1875	智頭町立智頭心和苑	〃	介護予防短期入所生活介護	〃
〃	〃	智頭デイサービスセンター	〃	介護予防通所介護	〃
社会福祉法人 赤碕福祉会	東伯郡琴浦町 大字赤碕1061 - 3	百寿苑デイサービスセンター	東伯郡琴浦町 大字赤碕2540-5	〃	〃

鳥取県告示第263号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成21年5月14日（木）	午後1時から 午後3時まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	平成21年5月15日（金）	午前10時から 午後3時まで	〃
〃	平成21年5月18日（月）	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成21年5月19日（火）	午前10時から 午後3時まで	〃
〃	平成21年5月28日（木）	午後1時から 午後3時まで	米子市夜見町3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
〃	平成21年6月1日（月）から同月30日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課

鳥取県告示第264号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成21年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市的場、西大路、河原町高福、河原町釜口、河原町三谷、用瀬町美成、福部町左近、鹿野町乙亥正、鹿野町岡木、気高町日光、気高町重高、青谷町河原及び青谷町山根の各一部	平成22年3月31日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	倉吉市関金町明高、関金町小泉、関金町米富、鴨川町、福守町、西倉吉町、丸山町、余戸谷町、河原町及び鍛冶町の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町浦富及び牧谷の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字諸鹿、大字広留、大字大炊及び大字岸野の各一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字大背の一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、延命寺、篠波、福井、見槻中、隼郡家、船岡、奥野及び佐崎の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字大瀬、大字東小鹿、大字三徳、大字小河内、大字西小鹿及び大字西尾の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字藤津、大字方地、大字埴見、大字北福及び大字長和田の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字八橋、大字笠見、大字田越、大字倉坂、大字大杉及び大字福永の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町松河原、下市、岡、上市、住吉、神原、中高、野田、平木及び塩津の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町大木屋、八金、倭、寺内、三崎及び天萬の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町字代の一部	〃
日南町	日野郡日南町三栄、下阿毘縁、花口、新屋、宮内及び生山の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃

鳥取県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第1項第1号に掲げる事由により、北栄町土地改良区連合が解散したので、同法第84条において準用する同法第67条第3項の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第266号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町長田字王平1052の1、1052の3、1052の57、1052の62から1052の64まで、1052の71、1052の81
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第267号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町萩原字中稲積164の2、168、169、171の1、湯河字稲積1040の20、1040の21
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第268号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町上萩山字小原田ノ上 3 の 4、3 の 5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第269号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 21 年 4 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉町 566	せいきょう居宅介護支援事業所	鳥取市末広温泉町 203	平成 21 年 3 月 31 日

鳥取県告示第270号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 21 年 4 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間
平成 21 年 6 月 2 日から同年 7 月 15 日まで
- 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、東部総合事務所農林局及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事	梶 川 昭 基	鳥取市河原町高福215
〃	中 川 竹 治	八頭郡八頭町隼郡家304
〃	石 川 雄 光	八頭郡八頭町花272
〃	奥 田 隆 雄	八頭郡八頭町池田295
〃	猪 本 正 己	八頭郡八頭町石田百井72
〃	岩 城 正 一	八頭郡八頭町船岡300
監 事	岩 城 義 信	八頭郡八頭町船岡459
〃	山 根 貞 巳	鳥取市河原町今在家434
〃	安 藤 和 幸	八頭郡八頭町郡家264-1

平成21年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	石 川 雄 光	八頭郡八頭町花272
〃	奥 田 隆 雄	八頭郡八頭町池田295
〃	谷 本 正 敏	八頭郡八頭町米岡106-5
〃	岩 城 正 一	八頭郡八頭町船岡300
〃	中 川 竹 治	八頭郡八頭町隼郡家304
〃	山 根 道 夫	鳥取市河原町三谷357
〃	梶 川 昭 基	鳥取市河原町高福215
監 事	細 田 重 明	八頭郡八頭町大門165
〃	林 正 憲	八頭郡八頭町坂田102
〃	山 根 貞 巳	鳥取市河原町今在家434

平成21年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第272号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年5月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成21年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人創造
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
杉根 修
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市八屋301-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、主に精神障害者に対して、地域での交流、創造的活動、生産活動、福祉サービスに関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
目的、種類及び事業

鳥取県告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 弘 美	東伯郡琴浦町大字赤碕47
〃	大 嶋 忠 之	東伯郡琴浦町大字赤碕1519
〃	鉄 本 忠 宏	東伯郡琴浦町大字八橋1494
〃	秋 田 盈	東伯郡琴浦町大字赤碕1341
〃	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
〃	入 江 徹	東伯郡琴浦町大字別所417-1
〃	伊 藤 英 之	東伯郡琴浦町大字松谷369
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353-3
〃	前 田 智 章	東伯郡琴浦町大字出上15-31
〃	高 橋 廣 吉	東伯郡琴浦町大字勝田189

〃	足 立 康 一	東伯郡琴浦町大字太一垣388-2
〃	中 本 敏	東伯郡琴浦町大字竹内539
〃	入 江 忠 夫	東伯郡琴浦町大字宮木310-1
〃	高 力 典 正	東伯郡琴浦町大字高岡387-1
〃	福 元 一 男	東伯郡琴浦町大字筧津405
〃	秦 野 博 文	東伯郡琴浦町大字湯坂48
〃	石 賀 昭 一	東伯郡琴浦町大字尾張173-3
〃	田 中 満 雄	東伯郡琴浦町大字八幡792-1
〃	来 家 茂 秋	東伯郡琴浦町大字竹内369
〃	丸 本 忠 良	東伯郡琴浦町大字八橋1735
監 事	大 黒 躑 立	東伯郡琴浦町大字赤碕1285
〃	山 田 道 雄	東伯郡琴浦町大字西宮12-1
〃	川 上 喜 八 朗	東伯郡琴浦町大字高岡284

平成21年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 正 雄	倉吉市大原625
〃	牧 野 文 徳	倉吉市大原240
〃	倉 繁 久 雄	倉吉市大原51-1
〃	岩 本 収 二	倉吉市大原180
〃	涌 嶋 勝 利	倉吉市栗尾231-1
〃	小 椋 満 久	倉吉市大原232-2
〃	高 木 清 高	倉吉市上余戸276
〃	牧 野 和 義	倉吉市大原597
〃	涌 嶋 清 正	倉吉市上余戸489-1
監 事	山 口 利 彦	倉吉市大原191
〃	門 脇 愛 恭	倉吉市上余戸462-1

平成21年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 正 雄	倉吉市大原625
〃	牧 野 文 徳	倉吉市大原240
〃	倉 繁 久 雄	倉吉市大原51-1
〃	岩 本 収 二	倉吉市大原180
〃	涌 嶋 勝 利	倉吉市栗尾231-1
〃	小 椋 満 久	倉吉市大原232-2
〃	澤 静 男	倉吉市上余戸136-1

〃 牧 野 和 義 倉吉市大原597
〃 涌 嶋 清 正 倉吉市上余戸489- 1
監 事 山 口 利 彦 倉吉市大原191
〃 門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸462- 1
平成21年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 西 村 勝 義 東伯郡北栄町江北577
〃 淀 瀬 裕 昭 東伯郡北栄町江北1665- 5
〃 磯 江 晴 義 東伯郡北栄町江北1985
〃 前 田 英 正 東伯郡北栄町国坂1488- 1
〃 椿 薫 東伯郡北栄町国坂1649- 4
〃 久 長 忠 東伯郡北栄町北尾136
〃 岩 垣 幸 隆 東伯郡北栄町弓原372
〃 山 田 則 吉 東伯郡北栄町弓原616
〃 中 本 昌 隆 東伯郡北栄町下神634
〃 根 鈴 良 和 東伯郡北栄町松神720
〃 田 熊 宏 徳 東伯郡北栄町東園346
〃 田 中 一 三 東伯郡北栄町西園1043
〃 中 川 幸 信 東伯郡北栄町西園1103
〃 福 島 康 博 東伯郡北栄町由良宿1105
〃 石 村 敏 弘 東伯郡北栄町由良宿1828
〃 阪 本 博 文 東伯郡北栄町妻波1304
監 事 山 下 忠 晃 東伯郡北栄町江北2557- 2
〃 山 田 義 弘 東伯郡北栄町田井273
〃 田 熊 広 史 東伯郡北栄町東園384
平成21年3月29日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 西 村 勝 義 東伯郡北栄町江北577
〃 淀 瀬 裕 昭 東伯郡北栄町江北1665- 5
〃 臼 井 功 東伯郡北栄町江北2078
〃 前 田 典 彦 東伯郡北栄町国坂492
〃 椿 薫 東伯郡北栄町国坂1649- 4
〃 久 長 忠 東伯郡北栄町北尾136
〃 岩 垣 幸 隆 東伯郡北栄町弓原372
〃 中 本 昌 隆 東伯郡北栄町下神634

”	根 鈴 良 和	東伯郡北栄町松神720
”	田 中 正 一	東伯郡北栄町東園334
”	中 川 幸 信	東伯郡北栄町西園1103
”	山 田 敏 広	東伯郡北栄町西園1186
”	斉 尾 富 男	東伯郡北栄町由良宿1560
”	山 崎 弘 巳	東伯郡北栄町妻波1291
監 事	山 下 義 明	東伯郡北栄町江北2592
”	柿 本 一 夫	東伯郡北栄町田井341
”	田 熊 広 史	東伯郡北栄町東園384

平成21年3月30日就任 任期4年

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年4月14日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成21年7月31日（金）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成21年10月3日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に

関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成21年6月29日（月）から同年7月3日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(3) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(4) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年4月14日

鳥取県公安委員会委員長 井手添正

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成21年7月31日（金）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成21年9月12日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5 名程度

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成21年6月29日（月）から同年7月3日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(3) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(4) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。